

規制改革会議 重点事項推進委員会  
福祉・保育・介護分野 公開討論  
議事概要

1. 日時：平成 19 年 12 月 5 日（水）15：30～16：42
2. 場所：永田町合同庁舎 1 階 第 1 共用会議室
3. 項目：厚生労働省との公開討論  
「保育制度改革について」～「保育に欠ける」要件の見直し、直接契約方式等の導入
4. 出席者：【規制改革会議】草刈議長、白石主査、翁委員、木場委員  
【厚生労働省】雇用均等・児童家庭局 局長 大谷 泰夫  
雇用均等・児童家庭局保育課 課長 義本 博司  
【参考人】東京都福祉保健局少子社会対策部 参事 松原 定雄  
【規制改革推進室】関参事官、田島室参事 他
5. 議事：  
(厚生労働省関係者入室)

○白石主査 それでは、定刻となりましたので、規制改革会議重点事項推進委員会の公開討論を開会させていただきたいと思っております。

規制改革会議では、今月末をめどに第 2 次答申を取りまとめることといたしております。各省庁と協議を重ねてまいりましたが、意見の隔たりの大きい分野について、本日、このような形で公開討論を行うこととさせていただきました。

本日は、福祉・保育・介護分野の中の保育制度改革について、厚生労働省の大谷局長様、義本課長様にお越しいただき、マスコミの方にも公開する形で、討論、意見交換をさせていただきたいと思っております。

大谷局長、義本課長におかれましては、公務ご多忙のところ、また、国会会期中にもかかわらずご足労いただきまして、誠にありがとうございます。

また、本日は、参考人としまして、東京都福祉保健局少子社会対策部の松原参事にもご参加をいただいております。

当方の出席者をご紹介申し上げます。私の右手から、当会議の草刈議長。翁委員。私の左手が木場委員。そして私が福祉・保育・介護タスクフォースの主査を務めております白石でございます。よろしく願いいたします。

本日のスケジュールでございますが、最初に私から当会議の見解、主張をご説明させていただき、続いて、東京都の松原参事より、独自の取組でございます認証保育所制度について 10 分程度ご説明いただきまして、その後、大谷局長から 5 分ないし 10 分程度で厚労

省のお考えをお話しいただきたいと思います。その上で討論に移ってまいりたいと思います。

それでは、早速でございますが、お手元の資料 1、パワーポイントの資料を使いましてご説明を申し上げたいと思います。

1 ページ目をお開きください。当会議の主張の 1 番目は、「保育に欠ける」と、この児童福祉法にうたわれた要件の見直しと、2 番目は、直接契約方式の導入、これを是非検討していただきたい。東京都さん独自の取組でございます認証保育所制度というのは直接契約を採用されていまして、この効果についても前倒しに検証いただきたいということでございます。

次のページを開けていただきますと、ここに当会議の問題意識が示してございますけれども、児童福祉法というのは、戦後すぐ、昭和 22 年に制定されましたもので、そこには「保育に欠ける」という概念をうたっております。標準的な家族の形、お父さん、お母さんがいて、お母さんが家にいらっしゃる、これを正常とするのであれば、家族が保育できない家庭を「欠ける」というふうにうたったものでございます。つまり、家庭の事情でお母さんが家で保育できない子を「かわいそうな子」とみなし、官が保育を施すという考え方にのっとっているのではないかと。広辞苑によりますと、「欠ける」とは、完全なものの一部が壊れたり、そうして不完全になる、損じるという状態で、非常に侮蔑的なニュアンスをもって響いてまいると思います。現在は、働く女性の方が増えまして、就労状況も常勤だけではなく、非常勤も含め、形態が多様化しておりますし、社会や地域や家族の状況が大きく変化しているにもかかわらず、この見直しがいっさいできていないことは遺憾でございます。

当会議の提言としましては、保育の対象を「保育に欠ける子」だけではなく、さまざまな保育サービスを必要としている、保育支援を必要としている子ども、保護者として、その方々に多様なサービスを提供できる制度へと転換すべきと考えております。

次のページを簡単にお話しさせていただきたいと思いますが、保育所は、児童福祉法第 24 条で規定する「保育に欠ける子」を保護者に代わって保育する児童福祉施設と位置づけられておりまして、その中にも「児童の保育に欠ける」と、何度も「欠ける」という表現が使われております。その当時、昭和 23 年だったと思いますが、定められた施行令第 27 条では、保護者が次のいずれかに該当し、保育ができないと認められる場合となっている訳ですが、「昼間の就労を常態としていること」が 1 つ目にあります。今、労働が多様化しておりまして、何も昼間だけではなく、深夜労働とか、いろいろな形がある訳でございますが、ここには「昼間の就労を常態としている」と書かれておりますし、2 つ目以降はいずれも妊娠・出産、病気・けがや、同居の親族の介護など、一時的なニーズに沿ったものが書かれている訳でございます。また、児童虐待とか、特別な支援を要する子どもが増えて、育児に関する状況も大きく変わってきているのではないかと思います。

1997 年に児童福祉法が改正されまして、措置から申込制度に変わった訳でございますけ

れども、やはり保育所のパイが足りない中では、保育所運営の公的責任が守られて、少ないパイを公が配分するという仕組みは依然として残されているのではないかと思います。

次のページは、これは社会状況の変化でございますので、今、私が申し上げたようなことを示している訳でございますけれども、当会議としては、保育サービスのパイを拡大して、すべての子どもたちに、一時利用も含めて、量的拡大をする必要がある。そのために民間事業者など、多くの主体を保育分野に参入させると同時に、更に質の向上につなげていくことが必要と考えております。

次が直接契約方式の導入でございますけれども、当会議の問題意識は、さきほど申し上げたように、措置から申込みに変わったとしましても、依然として官がコントロールする市場でございます。空いている施設に対して、それぞれ自治体の基準に従ったポイント方式によって優先度をつけて、入所児童を割り当てている仕組みに変わりがない訳でございます。施設間で切磋琢磨し、病児保育や深夜保育等を含めて、いろいろなサービスを提供していくというインセンティブが働きにくい構造になっているのではないかと思います。特に待機児童のいる自治体を中心に、この直接契約を採用した先行事例が幾つかございます。認証保育所という東京都独自の制度でも、待機児童の受け皿として一定の機能を果たしている訳でございます。当会議が考えますに、この官製市場から直接契約方式に移行する、つまり、利用者が保育所を選んで直接契約をすることによって、施設側には選ばれるための創意工夫や、多様な保育ニーズに対応したきめ細かいサービスが出てくると考えますし、直接契約方式を導入し、保育サービスのパイの拡大を図りたいということでございます。まずは、都で行われている認証保育所制度について、直接契約によって利用者の不都合や問題が生じていないかを早急に検証していただいて、是非とも早い段階で直接契約方式を取っていただきたいと思っております。

これまでずっと厚生労働省とは意見交換をさせていただいてきましたが、認定こども園の数が相当数増えてくるまではということで、ずっと「長期的に検討」という意見をちょうだいしておりますので、是非とも、今、少子化対策とかワーク・ライフ・バランスと言われることが多くなってきた時代、この制度を変えることによってパイを増やし、更なるいろいろなサービスが需要者側に届くようにしていただきたいということでございます。他は参考資料でございますので、会議側からの説明はこれにて終了させていただきたいと思っております。

それでは、続きまして、10分程度で松原参事にご説明をお願いしたいと思います。

(報道関係者退室)

○松原参事 東京都福祉保健局少子社会対策部保育施策推進担当の松原でございます。よろしくお願いたします。今日は、このような機会を与えていただき、非常にうれしく思っています。どうもありがとうございます。

それでは、私の方から、東京都の認証保育所制度について、概略をご説明いたします。資料の1ページ目、A3のものがございますけれども、認証保育所制度の創設は平成13年度でございます。東京都におきまして、認証保育所事業実施要綱というものを定めまして、0歳児保育、延長保育など、大都市特有の多様な保育ニーズに応えるために、都独自の認証基準を満たして設置された保育施設でございます。認証基準については後でご説明を申し上げます。

設置状況ですけれども、平成19年4月1日現在、A型、B型合わせまして367カ所です。A型というのは駅前設置型でございます、これが276カ所、お預かりしているお子さんたちが9,268人。それから、B型につきましては、91カ所、1,862人。平均しますと、1カ所当たり、A型では33.6人、B型では20.5人でございます。

設置主体でございますが、A型については株式会社が約7割でございます、その他、有限会社、個人等となっております。B型につきましては、従来の保育室を認証保育所のB型に移行させておりますために、8割が個人の設置となっております。

制度の目的、特徴でございますけれども、まず、目的といたしまして、都市型保育ニーズへの対応ということで、後でご説明しますけれども、認可保育所ではなかなか対応しきれていないニーズに対応すること。2点目は、認可保育所の改革ということで、認可保育所の経営の効率化を促すためでございます。3点目は、サービスの質の向上として、これはとりわけB型におきまして、保育室からの移行を促進しまして、保育水準を向上させることを目的としております。特徴といたしまして、今、白石主査からお話がありましたように、「保育に欠ける」ではなくて、「保育を必要とする」すべての人を対象としているのが1つの特徴でございます。それから、利用料金につきましては、上限の範囲内で施設が自主的に決定する。利用者は施設と直接契約を行う方式を取っております。それから、都市型ニーズへの対応といたしまして、13時間以上の開所、それから、0歳児保育の実施を義務づけております。

認可保育所の状況でございますが、これにつきましては、設置状況が都内の場合、4月1日で1,673カ所で、全国の設置状況と比較するとやや公立が多うございまして、公立が1,000カ所、私立が673カ所となっております。その主な問題点を挙げますと、まず、「保育に欠ける」ことが入所の要件となっている。多様な労働の形、多様な家族の形がある中で、「保育に欠ける」ということだけではなかなか保育ニーズに応えることができないという問題がございます。2点目は、区市町村が一律の利用料金を設定し、区市町村が入所を決定する形になっております。3点目は、公立や社会福祉法人を中心とした全国一律の画一的な制度となっている。なかなか柔軟な対応ができないという問題がございます、例えば、都市型保育ニーズへの対応状況を見ますと、13時間以上開所しているのが認可保育所の10%、0歳児保育につきましては76%になっておりまして、認証保育所とは大きく異なる状況がございます。

これらの認証保育所のメリットを、利用者の立場、事業者の立場、区市町村の立場から

ご説明いたします。

まず、利用者の立場から見まして、保育を必要とする人が誰でも利用が可能である。実際の状況といたしましては、「保育に欠ける」人たちも当然入っております、7割程度が「保育に欠ける」人たちになっております。それから、居住地に関係なく、つまり、居住地がどこの市町村であろうと、市の境界にあるところは隣の市の認証保育所にも、自由契約ですので利用できる。直接申込みが可能である。自分の居住している市にある保育所の方がかえって遠い場合もございますので、その辺は自由に申込みができる。13時間開所、0歳児保育については、さきほど申し上げたとおりでございます。駅前型を設置の条件としておりますので、利便性が高うございます。また、30人程度の小規模の保育施設でございますので、非常に機動性に富んでいる。別の言い方をしますと、待機児童解消等のために、特定の地域にスポット的に設置が可能。認可保育所のように非常に大がかりなものはいらないということです。

事業者の立場から見ますと、一定の基準の下に保育料を自由に設定できる。例えば、都内では、都心と郊外ではやはり価格が違いまして、0歳児を取ってみますと、一番高いのが8万円の上限でございますけれども、そうでない地域については5万円程度で、かなり料金の幅がございます。それから、創意工夫によるサービスの充実で利用者確保しているということですが、例えば、あるケースですけれども、インターネットカメラを常時保育室に設置しまして、保護者の方が常時サイトから自分のお子さんの様子を見ることができ。また、遠くに離れたおじいちゃんやおばあちゃんが自分のお孫さんの様子を見ることができると、非常に好評だと聞いております。勿論、こういったことは認可保育所でも可能でございますけれども、そうした試みを先導的に行っているということでございます。それから、賃借物件の改修によりまして、比較的短期間で設置が可能です。駅前型ということもございまして、自己所有に限定しておりません。したがって、ビルの一定の面積を賃借することで、実際には準備を始めてから半年程度で設置が可能です。認可保育所となりますと、準備期間等で約2年かかりますので、それに比べれば随分機動的な対応が可能と言えらると思います。

区市町村の立場から見ますと、自分の行政区域内の多様な保育ニーズに対応できること、待機児童解消に非常に効果的に対応できること、施設整備費の負担が少ないことなどがございます。また、公立認可保育所に比べると非常にローコストで運営できていると言えます。さきほど目的の中で効率性の向上という話をしましたけれども、そういったことも可能になってきております。やや資料は古うございますが、平成16年7月に公表した認証保育所の実態調査結果の報告から利用者の満足度を見ますと、複数回答でございますけれども、「保育士の対応」61.3%、「保育士の雰囲気」「利用しやすい場所にある」「保育時間の長さ」「給食内容」、こういったものが利用者の好評の声となっております。また、逆に不満に感じていることでは、「園庭がない」「保育料」、これは高いということがございます。「保育スペース」、これは狭いということだろうと思っておりますけれども、そういった不満もご

ざいます。

2 ページ目に、参考資料を添付してありますので、若干のご説明をさせていただきます。平成 14 年から 19 年度まで、認可保育所と認証保育所の定員の推移が書いてございますが、認可保育所の定員を過去 5 年間で 8,275 人増やしております。これに対して認証保育所の定員増は 8,999 人で、やや認証保育所の方が多いくらいの設置状況でございます。これはやはり、この間の期間を考えてみますと、認証保育所が利用者の方に支持を受けたんだらうと我々は評価をしております。

それから、待機児童数の推移でございますが、東京都は、上から 3 行目、新定義によりますと、平成 14 年 4 月現在 5,056 人いたのが、平成 19 年 4 月現在 4,601 人で、若干減ってはおりますけれども、なかなか減らないという状況でございます。このために、全国の待機児童数に占める東京都の待機児童数の割合が 25.7%と、約 4 分の 1 になってしまっている現状がございます。

それから、年齢別の認可・認証保育所への入所状況でございますが、ご覧になってわかりますように、認可保育所におきましては、1 歳、2 歳について、弾力化により定員を超えて入所させておりますし、認証保育所についても、1 歳、2 歳について、非常に定員の配分を厚くしております。しかしながら、なおかつ 1 歳、2 歳において全体の 7 割を超える待機児童がここに集中しているのが現状でございます。

最後に、認可保育所と認証保育所の比較でございます。大きくは異なりません。ただ、その異なる部分について網かけをさせていただきます。設置者は、さきほど申しましたように、認可保育所におきましては区市町村が約 6 割、私立が約 4 割。それに対して、認証保育所は民間事業者がほとんどでございます。申込方法は大きく異なりまして、認可保育所は、区市町村に申し込み、区市町村が入所決定するのに対して、認証保育所の場合は認証保育所へ申し込み、利用者と保育所が直接契約をする。規模については省略いたします。施設基準でございますが、乳児室、ほふく室につきまして、認可保育所は 1 人当たり 3.3 m<sup>2</sup>となっております。認証保育所は、当初は 3.3 m<sup>2</sup>、弾力的な運用を行う場合において 2.5 m<sup>2</sup>まで緩和を認め、弾力化を行っております。それほど基準としては大きく異なるものではないと考えております。保育従事者につきましては、認可保育所はすべて保育士であるのに対して、認証保育所につきましては、保育士以外の者も可能でございます。6 割以上は保育士を確保することになっております。開所時間、保育料については、既に申し述べましたので、説明を省略させていただきます。以上が東京都の認証保育所の概要でございます。ありがとうございました。

○白石主査 ありがとうございました。不満に感じていることの中の 1 位で「園庭」がないとありますが、これは認可も認証も基準が緩和されて、付近の代替場所でも可となっているところがございますが、認証の場合は近隣の公園などを使っているところが多いので、この数値が高くなっていると思いますとともに、保育料が高い理由としましては、国の補

助が入っていないので、当然利用者負担が多いということではないかと思えます。

それでは、厚労省さんの方から、5分から10分程度でご説明をお願いしたいと思えます。

○大谷雇用均等・児童家庭局長（以下、「大谷局長」） ご紹介いただきました雇用均等・児童家庭局長の大谷でございます。よろしくお願いいたします。

資料を準備してまいりましたので、これに沿ってご説明し、今、伺った内容も、ご説明の範囲で、考え方も盛り込みながら進めたいと思えます。

1 ページ目で、保育所の現状であります。これは全国的に見ても、待機児童数はなかなか減らないと言われてはいますが、実際に毎年、3～4万人ずつ保育所の定員を増員しながら進めておりますけれども、働く保護者が増え、それを上回る需要が出てくるということで、まだ満たされていない。過不足から言えば、毎年毎年、足りない状態が続いておるということでございます。

2 ページにまいりますが、その中でも待機児童が多いのはどこかということになると、これはもうご承知のように働く保護者が多いところ、働く場があるところ、つまり都市部になる訳であります。特に東京都において待機児童が多いということで、認証保育所のような独自の対策をしなければいけなくなった1つの背景であります。それ以外にも、周辺の神奈川、埼玉、それから大阪、こういったところが待機児童の多い、言わば需給が逼迫、非常に厳しいところで、つくっても追いつかないというのがこういう地域な訳であります。

それから、3 ページなんですけれども、こうした状況に対して、政府として、保育所関係、あるいはその周辺のお子さんの事業を含めて、どういうことをしてきたということで、いろんな形で対策を組んできている訳であります。現在、執行中のものは、平成16年に策定されました子ども・子育て応援プランというものでありまして、これに基づき、数値目標を立てて、毎年毎年、拡充に努めておるということでもあります。下の方に記載している延長保育、休日保育、夜間保育等のように、予算等を確保していますけれども、国の予算だけでなく地方もなかなか厳しくて、いろんなニーズに対し、どんどん予算を拡大して応じ切れているかということ、まだニーズの方が上回って動いているのではないかというふうに思えます。昼間働く保護者だけでなく、いろんな保護者の状態、家庭の状況に応じて、いろんな弾力的な施策が展開されているという実態であります。

4 ページですが、就学前の児童がどういうところで育てられるかということで、0歳、1歳、2歳と3歳、4歳は大きく状況が異なっておりまして、3歳、4歳は保育所と幼稚園が大宗を占めている形でありますけれども、0、1、2歳を見ますと、保育所におられる方は、0歳では7.8%、1歳児で23%、2歳児でも30%ということで、シェアとしては、大宗の方々が家庭で保育されているというのが実態であります。0歳児から3歳児を持っている女性の就労率はまだ12%ぐらいというのが現在であります。こうした保護者の数が伸びてきていますので、慎重に対応しなければならないという状態でございます。

5 ページであります。安部内閣のスタート時に、「子どもと家族を応援する日本」重点戦略検討会議というものを設置し、官房長官を筆頭に関係閣僚や労使の関係、財界の方、あるいは学者さんに入っていて、少子化についてどういうことをすべきかということ議論してきました。これはもうそろそろゴールに近づいておりますけれども、保育とか児童手当とか、そういう従来の施策の展開は勿論大事ですが、働き方が変わり、バランスが取れて進まないというものは変化しないのではないかということで、働き方の改革を進めることも1つの重要な柱として対策を展開しようとしております。これが進めば、働く保護者が、働くか、あるいは子どもを家で育てるため仕事を辞めるかという二者択一状態になっている現状を改善し、どんどん市場に出てくる保育ニーズは政府として財政投入して受け止めようというところを努力している訳であります。しかし、残念ながら、少子化を克服したスウェーデン等では GDP の3%ぐらいの家族に対する財政投入があるんですが、我が国はそれがまだ0.75%ということで、財政投入が極めて小さい中での施策なので、なかなかニーズが満たし切れていないというのはご承知のとおりであります。

6 ページで、そうは言っても、財政投入しないと、こういった子育てについてのニーズに対応しきれないのではないかということで、私どもの方で、先月、保護者が今は希望に沿わない退職をしている方々も多いということで、働きたいという方の希望を育児休業と保育で対応し、ほとんど叶えた場合に、どれぐらいのコストが要するのかということ計算しています。上の四角のIのところ、最初の四角ですけれども、追加的に必要となる社会的コストは1兆8,000億～2億円で、そのうちの7,700億円は保育であるということで、保育について大幅な財源が要するということを私どもとしては訴えている訳であります。財政論については、増税論議とか、なかなか難しい議論があつて、毎年の予算の中で吸収できるスケールではないので、その辺は私どもも努力しますけれども、そう簡単にこの財政がすぐに投入できるということでもないということで、苦慮しているところであります。

7 ページにまいります。直接契約とか直接補助の関係についての私どもの現時点での考え方は前回もご説明した訳でありますけれども、この直接契約・直接補助の問題、これは、論点とか、その効果について、私どもも勿論否定する訳ではありませんけれども、現状認識、さきほどの財政の問題等を考えますと、本年6月に閣議決定されている「規制改革推進のための3か年計画」の中にある「認定こども園の実施状況を踏まえて、保育所において一体的に導入することの可否について長期的に検討」というところを立脚点にして、今、財政的な裏づけについて努力をしているという状態であります。そこで、ちょっと話がくどくなりますけれども、2つ目の○ですが、保育について、直接契約・直接補助というものを取って、どういう結果になるかということ私どもなりに考えると、市場の効率化や、利用が弾力化されるという良い面は勿論ある訳でありますけれども、保育というのはサービスを選択する主体である保護者が選択する訳です。お子さんではない訳であります。そうすると、入所している子自身が施設の良し悪しを完全に判断することはできない。そうすると、保護者の事情で、例えば、バウチャーになって3万円の給付はあるけれども、

本当はもうちょっと利用者負担がある施設と比較して、「3万円がいい」ということで、保護者が選択したら、それは成立してしまう訳であります。そういう意味で、安いところであれば、すし詰めでもいいと大人が選択する、こういったものとはちょっと違う訳でありますから、やはり一定の自治体の関与がないと、子どもの福祉というのは達成できないのではないかということを考える訳であります。また、3つ目の○でありますけれども、財源確保によって質の確保されたサービスの供給量を拡大することが先決であるということ而努力している訳であります。このところで、認可外の施設について、それは市場の競争で出来の悪いものは淘汰されるんだという考えもありますけれども、実際に最近も認可外保育施設でちょっと想像できないようないろんな事故が起きているとか、あるいは職員が7人いるという触れ込みであり保護者が契約に行った時はいたかもしれませんが、実際には2人しかいなかったとか、地べたに食器を置いて食べさせている例があったとか、市場に任せて、保護者がちゃんと判断しているから大丈夫だという割り切りは私どもはなかなか取り得ないというふうに考えている訳であります。それから、一番重要な前提の違いは、需給が均衡しているところであれば、保護者と施設の言わば合意でバランスが取れていくということはあるんでしょうが、今、特に大都市部で需給のバランスといえ、圧倒的に需要の方が増大している中で進めるということになると、競争に任せるということは、私どもは非常にその結果を危惧する訳であります。

それから、8ページでありますけれども、財源の確保の見通しが不明な中で進めるとどうなるか。今も少し申しましたけれども、限られた財源を多いニーズの中で分かつ訳でありますから、1人当たりのコスト削減が起きます。それは提供者の側の努力もあるでしょうけれども、結局、1人当たりのコストが減るということは、特にコストとして人件費がほとんどである保育所にとって、子ども処遇に必要な保育の確保が困難になって、質の低下を招くのではないか。それから、前回の議論で、財政投入がまだ十分でない中で、それは利用者の負担の調整によって参加者の数を調節できるのではないかということでありましたけれども、それを実現しますと、一定以上の所得層を対象として、保育料の引上げによって需給調整をしていくと、こうなる訳であります。そういうやり方も論理的には可能であると思うんですけれども、中間所得層、若い世代というのは夫婦共働きでもそんな高所得層ではないので、結局、これを直撃する。言わば若い世代に負担をもっと出してくれということになりまして、今、進めておる政府の少子化対策ということから見ても逆行するのではないかということ非常に危惧する訳で、負担を引き上げることで需給の調整をするというのは避けたい。それから、施設側も、まだ需給がアンバランスな中で均衡を図りますと、今は施設が利用者を選別することが可能になるということで、本当に必要の高い子どもが排除されるリスクはないかということを考える訳であります。

そういう意味で、都市と地方とは実情が大分違っておりまして、特に地方では逆に定員が埋まらないというケースもある訳でありますから、そういうところでは、努力をしていないところは実際埋まらないので、努力して競争しているという事態が起きている訳であ

ります。そういう意味で、これはどちらかというところ、東京都を含めた大都市の問題ではないかということも考えるところがございます。そういうことで、最後の○でありますけれども、これは「保育に欠ける」要件というものも、どういうお子さんを対象にするかということについて、さっきの直接契約・直接補助と同様の問題がありまして、対象拡大すると、それに必要な財源の裏づけが要る訳でありますから、そういった財政の裏づけを含めて、一体的に考えていくことが必要ではないかなというふうに思う訳であります。

これだけはちょっと気になりましたので申し上げたいと思うんですが、さっきいただいた資料の3ページのところで、問題意識に、標準的な家族の形とか、これについては私どもも全然異論はなくて、家庭が「欠ける」、欠損家庭みたいなことは全然私どもは申しません。本来必要な保育について足らざるところがあるということで「欠ける」と申ししており、家庭に欠損しているみたいな、道義的な批判というのは今の法律には全くないということです。それから、「かわいそうな子」というような位置づけを私どもは行政上したことがないんで、「かわいそうな子」とか家庭に「欠ける」とかいうのは、これを見るとぎょっとされる方が多いと思うんですが、家庭が「欠けている」とか、「かわいそうな子」というのは、私どもは全然認識がありません。それから、「官が保育を施す」というのも、現状では株式会社を含めて民間も保育所を運営している訳で、官がやっているのは、必要な子どもがどれぐらいいて、財政的にこれぐらいの提供ができて、その財政においてどういう提供体制があるかということについては言っていますけれども、財政支援の対象等、水準は決めていますけれども、官が保育を施すみたいな感覚もちょっと違和感がある訳であります。

○白石主査 すみません。そろそろ14～15分経過しておりますので。

○大谷局長 すみません。では、9ページのところで、認証保育所について、認可保育所と保護者の所得状況を比べておりますが、やはり認証保育所の方が所得の高い方が多いというのが事実です。これはコアの部分が認可保育所で吸収されていますので、フリンジのところは取得の高い人が多い。

最後、10ページであります。この認証保育所の現実はどういうことかということ、左端が国基準でありますけれども、東京都は6割が公立だったということで、それは公務員問題とか、いろんなこともあって、地方負担が極めて大きいということ。それから、保育料を相当減免している中で、公営施設があって、法人立の施設はそれを若干緩和している形であって、株式会社はそれよりもちょっと低い形ではありますが、こういう形で認可保育所を展開していくのは財政的に非常にきついということで出てきたのが右端の認証保育所です。この認証保育所について、もしここに公的国庫負担、左端と同じものを入れたとすれば、例えば、株式会社がやっている認可保育所と同じレベルのサービスができる訳であります。そうすると、認証保育所に国庫負担を行えば、これは全部認可保育所にな

れる訳なんです。逆に公費が入ったところで地方負担を削ってしまうと、これは東京都だけに財政負担をしたということになってしまう。では、全国でそれをやると、言わばセカンドグレードの保育所を日本中に普及するというダブルスタンダードになります。それを各県各市で自由におやりくださいということになれば、質の下がるものを国全体に補助しますということになってしまうので、それはなかなか難しいということで、認証保育所というのは財政問題が根底にあることを是非ご理解いただきたい。ちょっと長くなりましたが、以上です。

○白石主査 ありがとうございます。

それでは、早速、意見交換に入ってまいりたいと思いますが、お時間の関係で、「保育に欠ける」部分を先行して議論させていただいて、その後、残り時間を直接契約について進めてまいりたいと思います。

○翁委員 「保育に欠ける子」と直接契約を一体的な議論だとして説明いただいたんですけども、私どもは必ずしもそういうふうに思っていないで、「保育に欠ける子」につきましては、子どもを育てるのが家庭中心であった時代から、現在の男女共同参画社会、共稼ぎ世帯が多くなる中で、子どもを社会と家庭と双方で大事に育てていくという、そういう発想の転換が必要ではないかと申し上げたいんです。女性の就労を促すということは、当然、子育ての社会化が必要ですし、そういう国民的コンセンサスをつくっていくことは非常に重要だと思うのです。そういう意味では、1日24時間家庭保育できることが正しい姿であって、仕事をしていて保育園で保育してもらうのが「欠けている」状態だという考え方自体を変えて、保育制度を考えていっていただきたいというのが私たちの主張なので、直接契約と直接的なつながりのある話で、全部一体的にここを見直さなければいけないということには少し違和感を覚えます。

○白石主査 いかがでしょうか。

○大谷局長 ちょっと説明が足りませんでした。一体的に検討しなければいけない理由は、実は財政問題なんです。「保育に欠ける」という要件を拡大したら、こういう方もこういう方も対象になりますということになり、必要な財政支出が広がります。そうすると、さっき言いました従来型の需給も満たしていないところに、新たにまたここにも対象を広げるということになって、これは等しく財政問題になってしまうので、一体的にやらないと無理だということで、論議的なつながりは、財政です。先ほどは、そこを省略したんで紛らわしくなりましたが、そういう意味であります。

○白石主査 前回の議論で、大谷局長は、この「保育に欠ける」の見直しと財政を一体的

にお考えだということでしたが、パイというのは急拡大していない訳ですね。パイに限界がある。ですから、今の枠組みの中で、限られたパイの中で、優先順位をより明確にして、保育サービスを配分していくようにすれば、何も保育サービスを「必要とする」に変えても財源論には結び付かないのではないのでしょうか。

○大谷局長 それは、語感の問題は別にして、今の保育について、政令で定める対象にするということは、国として義務的な負担ということになり、市町村がそういう事業を行えば、国は必然的に義務として財政支出を負うこととなっている訳です。そうでない拡大部分については、予算補助という形で、財政の範囲内でそれは努力していきましようという、2つのグレードがある訳です。なぜ2つのグレードがあるかという、働いていて、さっき言った保育条件に今、「欠けている」という、政令に規定している方がやはり優先順位としては高いのではないかということで、こちらをまず義務的経費として決めて、更なる夜間保育とか、休日保育といったいろんなニーズについては、予算補助という形で補っていくということにしています。そういう意味で、ニーズについて、優先度はやはりあるのではなかろうかということを考える訳です。

ただ、さっきも言いましたが、家庭が「欠けている」とか、道義的な批判とか、そういうのは一切ありませんし、保育の社会化も子どもは全然異存はありませんが、ひとえに行政が公的支援でできる対象については財政の裏づけがないと、法令の規定が全部空振りになってしまうということで非常に慎重になっているということをご理解いただきたい。

○義本保育課長（以下、「義本課長」） さきほど松原参事が申されましたように、認証保育所でも、「必要とする」というふうなことを標榜されてやっておられますけれども、やはり「欠ける」以外の方が3割おられるということですから、「必要とする」、見直せば、当然のことながら、実質的に対象を拡大するという事ではないかと思えます。

○白石主査 さきほど、「保育に欠ける児童」の要件で、施行令27条に定めているところがまず行政としての優先課題であって、ここを中心というご説明でしたが、ならば、お聞きしたいと思いますけれども、ここに定められている6つの要件は、戦後当時のいわゆる標準的な家庭が正常だった時代のものであって、これを今の状況に当てはめて考えるのであれば、女性の就労支援とか、次世代育成支援とか、ワーク・ライフ・バランスなどがトレンドになっている中で、この6つの要件というのは極めておかしいと思いませんか。

○大谷局長 これ以外にはしてはいけないと言っている訳ではなくて、公的支援で今、追いつく範囲としては、ほぼ一杯いっぱいやっていきますけれども、これ以外のものは予算補助という格好でやっている訳で、これは限定列挙している訳ではないんです。保育の規制

というふうに取りられるのは、公的支援をする対象をどうするかという議論をしているので、それ以外については規制している訳ではないんです。ですから、民間がおやりになって構わない。ただ、財政支援で今、追いつくのは、とにかく必死にここのところをカバーしていると、むしろそういうふうにご理解いただきたいんです。

○白石主査　ですから、公の責任を果たしていただくのは結構なんですけれども、これは直接契約の話に入っていくかもしれませんけれども、公だけが公的保育を担う必要性はない訳ですね。

○大谷局長　ありません。

○白石主査　私のところに毎週 500 通ぐらい、全国の保育士さんたちから要請文が来るんです。今、民間の保育所に勤めているんだけれども、低賃金で生活が苦しい、保育園の補助金を増やしてください、さきほど来、民間事業者を増やしていくと保育の質が低下するというお話がありましたけれども、現在、保育事業者さん、公的保育を担っている方たちでも非常に逼迫している、こういう苦しい中で生活ができませんとか、そういう訴えがこの中でもある訳です。であるのであれば、もう少し低コストの施設を増やすことによって、一時的なサービスを必要とする人たちはそちらに、より緊急的で特別なニーズのある人たちを公的認可保育で、とすみ分けということもあるんじゃないでしょうか。配分をより適正化していく。今、認可保育所にだけ多く注がれているところを、そうではなくて、より多くをやっているところに少しそれを振り向けていくというお考えはないのでしょうか。

○大谷局長　今、認可保育所は、「保育に欠ける」という言葉を使わせていただきますが、「保育に欠ける子ども」を今、優先的に絞ってやっている訳ですね。それでも、まだ、入り切れない「保育に欠ける」お子さんがいるという訳ですから、まさに今、優先度の高い人は認可保育所に取り込んでいって、しかし、フリンジのところは、別に行政的に規制している訳でもないし、ただ、国としての財政補助はそこまでは、予算補助しか届いていないという実態なんで、これは規制している訳ではないんです。

○白石主査　今、待機児童が約 2 万を切りましたけれども、仕事を諦めている人たちも多いんですね。第 1 子を産んだ直後、7 割の人たちが仕事を辞めていますし、潜在的就業率のを考えればもっともっとあるはずで、今、現れてきているのは氷山の一角ではないかと思うんです。その中で、子育て支援関係の目標 215 万、実績ベースで通常保育事業 211 万、目に見えている部分だけでもまだ 4 万の乖離があって、潜在的な保育ニーズも入れると、内閣府の試算では 30 万人とも言われているんですね。これを現行制度を維持することによってどういうふうにかバーしていくおつもりなのですか。さきほど来おっしゃっている

ように、財源の制約がある訳ですね。

○大谷局長 そこが、さっき申し上げたみたいに、カバーするために7,000億円以上の財政投入が要するというので、そっちで解消しないと、今ある1兆円の枠の中でそれを薄まきにしてしまうと、結局、本来必要なところに行かなくなりますから、財政そのものの、配分する額を増やさないことには、やはり解決しないと思うんです。この問題は規制緩和ではなくて、公的助成対象を拡大するかどうかという議論なんです。財政的裏づけに我々がこだわるのは、対象を拡大したら財政的裏づけをしないと空振りになりますから、そういう意味で、財政問題がないと、いわゆる一般の規制緩和というのは、基準を緩めても財政効果は関係ありません。例えば、商店の基準がどうか、薬局の基準がどうかやっても、それについて政府が財政負担をしなければいけないことはありませんが、財政対象を増やすという話ですから、それはその分の財政裏づけがないと、政府としては空振りになるということで、なかなか軽々に言えないことがある。ただ、その財源問題が今、一番大きいところではないかと、くどいようですが、そういうふうには言わざるを得ないのです。

○草刈議長 財源問題にスティックしていたら、当分解決しないですね。だって、財源を7,000何百億増やしてあげましょうなどという話は、夢物語ではないですか。だから、どのように民間の資金も活用しながらやっていくかを考えるのが重要です。安全性の担保とか、いろいろあると思いますよ。それはやればいいのであって、そちらでいろいろ考えていただくことだと思います。けれども、やはり民間の資金をどうやって使って、その不足分を補うとか、あるいは補助をどのように今の在り方から変えていくとか、その工夫がないと、いつまで経っても財源、財源と言っている、そんなことは夢物語ではないですか。

○大谷局長 そこは重要なご指摘で、事業所内保育施設とか、民間の参入ももっとしてほしいということも今回、1つテーマ設定しています。あるいは保育も、施設保育だけではなく、例えば、家庭的保育という形で吸収できるところもあるんじゃないとか、保育の形ももっと変化させていくべきではないかということも考えています。ただ、それは、新たにつけ加える新しい制度なんで、それについての財政需要について、先日も政府・与党、それから、政府の閣僚や幹事長クラスに出させていただいて、少子化に対してはこういう予算が必要で、対策を展開しようという議論もさせていただいている最中なので、夢物語ではなくて、実現しなくては行けない直近のテーマであると私どもは思っている訳です。

○草刈議長 お気持ちはわかりますけれども、状況を考えて時、財務省が、ああ、そうですか、では、やりましょうなどと言う訳がないですね。

○大谷局長 それは、前提が現在の財源だということですね。

○草刈議長 私たちも、財源がたくさんあって、良い保育制度ができることを望んでいない訳では勿論なくて、その方がいいと思います。しかし、財源に限りがある以上、やはり望んでいるだけではだめで、重点戦略検討会議でも、制度改革の議論をしないで、ただ財源、財源と言っても始まらない訳で、そういうところの検討をかなり真剣にやるべきではないか。だからこそ、いろんな形で、期限を区切って、きちんとそういう計画を立てるべきではないですかと私たちは申し上げている訳です。

それから、「保育に欠ける」話で、この前も申し上げましたが、考え方として、そんなことは考えていませんとおっしゃるんだけど、「保育に欠ける」という表現を使うこと自体が極めて侮辱的です、国民に対して。私は聞いていて思い出したんですけれども、水前寺清子の歌で、「ぼろは着てても心は錦」というのがありますね。これと話が逆で、「法は変えても心は措置よ」と、こういうことではないのかという感じがしてしょうがない。私たちは中身を一気に大幅にいじることは難しいだろうということは重々承知しています。財源の制限がある。だから、それをどうやって良い方向に持っていくか、民の金も使ってということをお願いしている訳で、中身を、「保育に欠ける」を「要する」に変えたから、いきなり施設をすぐ増やせとか、そんなことを言っているわけではありません。今、私は経団連の労働問題の担当副会長をやっていますが、ものの考え方として、ワーク・ライフ・バランスというのがありますよ。本当に局長の英断で、この名前、表現はお変えにならないとまずいと思いますよ。是非それはすぐやっていただきたい。

○白石主査 「保育を要する」や「保育を必要とする」に変えていただいて、中で、自治体の運用で優先順位を明確にしていくのでは、なぜまずいのでしょうか。

○大谷局長 考え方はそう変わらないんですが、法律の条文の立て方で、今、政府の法律用語としては、「欠ける」という言葉については、ある想定する量に足りないものを「欠ける」という言葉を使っていて、そういう用語法というのは他の法律もいっぱいある訳です。語感が確かに響きが悪いという方がおられて、それはそれで確かにあると思うんですが、語感だけで法律の条文が改正できるかとなると、これは言わば法律用語論になってきますけれども、そう簡単ではないんじゃないかと考えます。その言葉自身が法律上、使えない用語だとなってくるから。例えば「障害者」の「害」という字が今、漢字の使い方が不快であるとか、「老人」という言葉を使うなということも一時よくありましたけれども、では、老人福祉法を直せるかという、法律の用語の問題はちょっとまた違う次元の話があります。

「保育に欠ける」中身について見直しをしていこうということについては、私どもも異論がある訳ではなくて、ただ、法律に書き込んだら、義務的に財政負担が生じてしまうん

で、それは義務として処理をして、しかし、義務的負担の発生しないものは、条例だとか、いろんな予算補助で追加していこうという流れでやっているんで、行政上できる、言わば一杯いっぱいのところをやっていますが、それは不見識でできないのではなくてですね。

○白石主査 さきほど局長がおっしゃった一時保育とか、特定保育とか、周りの部分が待機児童の受け皿になっていることは事実なんです。周辺部分にお金を注ぎ込んでも、真ん中の根幹部分の問題はほとんど変わらないんですよ。一時保育や特定保育が待機児童の受け皿になっている厳然たる事実はあるんですね。

○大谷局長 それは、両者を増やしていかないと。FRINGEから入っていてもおかしいし、中だけ増やしてもいけないから、やはり、今あるものを薄まきにするというやり方は取りたくない訳です。財源が一定だったら、薄まきにするという方法があるんです。しかし、薄まき路線は質を下げるということだから、我々は特に今、タイミングから見ても、質を下げるという路線だけは取れないということです。

○白石主査 なぜ質が下がるのでしょうか。介護保険というのも制度設計が在りきで、最終的に保険料や、それに必要な財源が決まってきますね。なぜ制度設計を先になさらないのか。直接契約によって明らかに措置時代よりも事業者の数は増えてきましたし、利用者の選択性は確保されたはずなんですね。どうして直接契約にすることによって保育の質が下がると断定されるのか、そこを私どもにも理解できるように是非ご教示いただきたいと思います。

○大谷局長 それは、くどいように言いますが、需給が均衡しているところであれば、それは方法としてあると思います。ただ、不足している中で、供給側が圧倒的に有利であれば、保育士の数を減らしてみたとか、非常勤、あるいはパートタイムにしてコストダウンさせたとか、いろんなやり方がありますが、我々はそういう方法がいいとは思わないということです。保育の経費はほとんど人件費ですから、コストを効率化することは人件費を下げるということです。

○白石主査 ただ、人件費の低い認証保育所の中でも、利用者満足度が高いことは、今日、松原参事からお持ちいただいた資料の中にも表れていますね。コストが高い公的な保育サービスを人件費の高い公務員がやらなければいけないということはないと思います。

○大谷局長 公務員は関係ないと思います。

○白石主査 民間の社福や公務員の人たちが担わなければいけないということはないと思

います。

○大谷局長 株式会社で結構です。別にそこは全然、参入規制はありません。

○白石主査 なぜコストを下げると、それが保育サービスの質の低下に直結するのでしょうか。

○大谷局長 例えば、最近の荒川の事例等ありますけれども、企業が経営努力した場合に、コストを下げる一番の方法は人件費に向かっていくから、そこにリスクが生じているという事です。

○白石主査 ただ、民間企業というのは、不祥事があると消費者からそっぽを向かれる訳ですし、そういうばかな経営をするところがどれほどあるのでしょうか。選ばれる保育をするために民間事業者は努力しているはずですね。さきほど局長がおっしゃったように、子どもと親のニーズは異なり、子どもは自分の意思を伝えられないと。直接契約をした時と、今の一部措置制度が残っているような保育と、どう違うのですか。例えば、私が自分の家の近所と、勤務先の方に保育所があって、勤務先の方がきれいだからそこに連れていこうとする、子どもはお友達が近くにいるし、小学校に上がる時にも近くの方がいいよと言っているとする。そういうことは今の制度の中でもある訳ですね。子どもの意思に反して親が保育所を選ぶとは、直接契約でなくても、そうでない場合でも起こり得ることですね。これについてはどういうふうにお考えですか。

○大谷局長 行政の関与の度合いが随分違うんじゃないでしょうか。

○白石主査 行政の関与というのは万能でしょうか。

○大谷局長 万能ではありませんが、リスクを最小限にする。

○白石主査 さきほど認可外保育所では事故が多いとおっしゃったのは、どういう事態によって、例えば人員が薄いのか、設備面での何か欠損があるのかといった、事故件数が何に起因しているのかというデータをずっとお出しいただきたいと、この会議が始まった当初から申し上げているんですが、そういうエビデンスは一切ない中で、認可保育所の質が良い、認可外保育所は質が低下するという議論をずっとされているんですよ。

○大谷局長 それは資料の 10 ページをご覧くださいませても、かけるコストが低いという事は、個々のケースはわかりませんが、少ししか実際に人を配置していなかったとか、

非常に狭いところで子どもがすし詰め状態になっているとか、そういうのはやはりコストをかけなければ必然的に起こる訳です。

○白石主査 もし、その 2.5 m<sup>2</sup> という基準が何かまずいのであれば、そこに規制をかけなくてはいけないのではないですか。

○義本課長 広さの問題ということなんですけれども、最近起こった北九州の事例とか、死亡事例がたくさん認可外にはあるんです。そこは、コストを下げるとか、非常勤が多いとか、そういうふうな面でやはりしわ寄せが出てしまう。

○白石主査 では、認可保育所の中では今まで死亡事故は 1 件もないんでしょうか。

○義本課長 それはありますけれども、ただ、結局、保育士に起因する話ではなくて、例えば SIDS とか、突然死亡したとかいうケースはありますけれども、私が知る限りにおいては、保育士の対応ですとか、あるいは管理のまずさとか、園長の対応とか、さきほど荒川の事例も出ていましたけれども、そういうふうな、例えば、経営とか、あるいは内容面での、出た話としては、認可外が圧倒的です。

○白石主査 どれぐらいの差であるんですか。圧倒的とおっしゃるのは。

○義本課長 私が知る限りにおいては、認可保育所において死亡事例で、保育士が不足しているとか、あるいは管理の問題が出たケースはありません。

○草刈議長 今の話を聞いていて、さっき言ったように、やはりそちらの心は措置だと思います。と言うのは、企業では、今、コンプライアンスが非常に問題になっている。その時に、当然、企業ですから、収益を上げなければいけません。しかし、それとともに、安心と安全というのは最低限のモラルになっている訳です。そういう安全、安心を整えた上で、競争して、きちっと競争に勝っていくというのがまさに企業の在り方なのです。この業界にそういうものがない、官がやらなければという話ではまったく違うんですよ。企業の人たちに随分失礼な言い方をされているなと思って聞いているんです。

○大谷局長 そういうことは全く申し上げていない。私どもが言っているのは、公的助成する対象は一定の水準のある方に限らせてくれと言っている訳で、そうでない方はけしからんとか、民がやると危ないとか言っているのではなくて、助成対象です。

○草刈議長 そう言ったではないですか、今。

○白石主査 認証保育所は一定の基準はないとお考えですか。

○大谷局長 民が危ないと言っているのではないですよ。

○義本課長 認可保育所も株式会社はございます。

○大谷局長 株式会社の民間保育所もありますから、私は民を誹謗しているということは全くないんです。一定レベルのものに財政対象として、公的支援する対象は絞っていかないと、レベルの低いものに公的支援はなかなか突っ込めないとやっている訳です。

○白石主査 では、認証保育所は国の補助金を受けていませんが、一定レベルに達していないというご理解ですか。

○大谷局長 国が補助金を出すレベルに達していないということです。逆にそれを認めたら、全国もそのレベルのものは、みんな同じように対応してれということで、ワングレードダウンの保育所を日本中全部認めなければいけなくなる。

○白石主査 国の求めるレベルというのはどういうことなんでしょうか。延長保育や0歳児保育はこのデータでお示しいただいているように。

○大谷局長 ちょっと話を飛躍しないでいただきたい。

○白石主査 飛躍していません。圧倒的に認証保育所の方がたくさんやっているではないですか。延長保育や0歳児保育など、利用者ニーズが非常に切実な中で、これに認証保育所が応えているではないですか。

○義本課長 東京都の例を出されましたけれども、全国的に見ると、東京都の取組よりも、むしろ他の地域においては、認可保育所でも延長保育はしっかりやっています。例えば、待機児童を解消するために、定員の弾力化という措置も講じていますけれども、残念ながら都の認可保育所の場合については少ないですけれども、他の都道府県においては、かなり積極的にやっています。

○白石主査 どのくらいの比率でしょうか、一番多いところで。

○義本課長 例えば、沖縄であれば1割を超える形で弾力的な措置を講じておられます。

○白石主査 それは、沖縄に認証保育所に値するような施設がないんじゃないでしょうか。

○義本課長 沖縄を例に出しましたが、他の地域もそうです。

○白石主査 認証保育所か、認証保育所以外の配分が異なるところで単純に都道府県比較はできないですよ。

○義本課長 ですから、さきほど松原参事からお話がありましたように、認可保育所の制度の問題よりも、むしろ運用ベースで、例えば、自治体の問題ですとか、あるいは施設自身の対応ですとか、そういうところを改善していくことが大事でございまして、そこは、逆に言うと、制度の問題よりも、むしろ運用をどう改善していくかという話だと理解しています。

○白石主査 運用改善の問題、それについてはこちらでも一致していて、別に制度で「保育に欠ける」としなくても、中できちんと優先順位をつけて運用していけば、現代的な感覚にマッチした制度ができるんじゃないかと申し上げている訳です。

○大谷局長 さっきのデータでもわかるように、認証保育所に国庫負担を入れたら、つまり、助成対象にしたら、認可保育所のレベルに上げられるんです。ですから、認証保育所に国庫負担を注ぎ込んだら、言わば定数や何かの基準も認可保育所レベルになれるんで、何もワングレード下のものを財政措置対象として留め置くことはないではないか、一定レベルを全国で、国は財政支援する対象はこうと1個段階を引いて、それ以外のものについて、禁止している訳ではないんです。

○白石主査 松原参事にお伺いしたいのですが、認証保育所というのは認可保育所になりたいと思っているんでしょうか。

○松原参事 認可を目指しているところがないとは言いませんけれども、ほとんど認可保育所になろうということではありません。認証保育所でやっていこうということです。一言よろしいでしょうか。

○白石主査 はい、どうぞ。

○松原参事 荒川区の事例を引き合いに出されまして、認証保育所のグレードが低いのではないか、セカンドグレードではないかというお話がありましたけれども、指導検査をし

ている立場から申しますと、認可保育所、認証保育所、認可外保育施設、これはすべてに通じて一定の質を確保することは当然のこととございまして、その中で認証保育所だけがグレードが低いということはありません。これは検査の事実からもそうなっています。また、さきほど白石主査がおっしゃいましたけれども、サービスの内容から見て、決してセカンドグレードではない。都市的なニーズにきちっと応えている施設であると我々は思っています。

○大谷局長 視点が違います。

○松原参事 もう一点だけ申し上げます。現実の問題として、ダブルインカムでかなりの高所得者がいらっしゃる、その方が認可保育所については優先度が極めて高いということです。非常勤の方で、いわゆる 1.5 馬力みたいな形になった方が、認可保育所についてはなかなか入れないという現実がございます。そういうパラドックスが現在、生じています。これは「保育に欠ける」定義の内容の問題点だろうと思っています。そういう意味で、東京都が主張しているのは、多様な保育主体で多様なサービスを行うことです。認可一辺倒、あるいは認証保育所一辺倒ですべて 100%やるということではなくて、多様な提供があっただけではないかというのが東京都の主張でございます。以上でございます。

○白石主査 ありがとうございます。

○翁委員 今の「保育に欠ける」基準の実態について、どういうふうにご判断されておられるんですか。

○大谷局長 実態についてですか。

○翁委員 はい。今のような入っておられる方の実態について。

○大谷局長 さっき申しましたが、今の政令で定めている範囲ではまだ給付が満たし切れていないのは事実です。

○翁委員 入っておられる方の実態を今、調べておられるんだろうと思いますけれども、どういうふうにご判断されているのですか。

○大谷局長 今、認可保育所に入っておられるお子さんはみんな「保育に欠ける」お子さんだけです。

○翁委員 ほとんどの方がフルタイムですか。

○義本課長 それは、地域により違います。パートタイムで入っておられる方もおられます。特に地方の保育所においては、それはたくさんございます。

○翁委員 実態調査はいつぐらいになさっておられるんですか。

○義本課長 パイの問題でありまして、供給量を拡充すれば、今の制度においても、さきほどご指摘いただいたような非常勤の方とか、あるいはパートさんの利用も可能であります。今の現状においても、「保育に欠ける」要件の認定においては、例えば、求職中ですとか、あるいは非常勤の方も入れる訳です。ただ、優先度とすれば、フルタイムで働いている方の方が高いということがあります。それは自治体の判断でございます。

○白石主査 ある区のヒアリングをさせていただいた時に、その区の担当がおっしゃっていたのは、公立の認可保育所には夫婦2人合わせて約2,000万プレーヤーの人たちがどんどん入ってきていて、仕事を3つ掛け持ちしているような低所得のパートさんたちは極めて緊急度が高いのに入れない。これだけ措置と言う中で、高所得の人たちにサービスを施して、果たして今の措置制度がいいのだろうかといったことをおっしゃっていました。また、ある市、2つほど聞いたのですが、保育所に入りやすくするために偽装離婚している。お母さんしかいないはずなのに、お父さんが子どもを迎えに来る。だから、基準がありつつ、その基準の運用がうまくいっていないということが多々あると思うんです。国ではそういう実態調査をされていると思うんですが、今までおやりになったことはないでしょうか。今の制度の中で、どれだけ本当に必要で緊急的な人たちに国としておやりになりたいサービスが届いているのか、もしくはそこから溢れ出ている人たちの実態はどうかという調査を今までされたことがございますか。

○義本課長 基本的には自治体の方で「保育に欠ける」要件を認定しておりますので、地域地域によって状況は違いますので、全国的な調査ということをやったことは今のところございません。ただ、さきほどの私どもが出しました資料9ページにございますように、利用者の年収で言えば、認可保育所よりもむしろ認証保育所の方が高所得者が入っておられるケースが多いということがございます。

○白石主査 それは溢れ出ているから、しょうがない訳ですね。

○大谷局長 ここの考え方は、さっきの偽装したりするようなルール破りの人は、別の問題ですから置いておいて、「保育に欠ける」要件の中に、所得要件を加味するという考え方

は思想的にあると思うんです。例えば、「保育に欠ける」前に、所得がある程度以下の方だとか。しかし、その考え方は今は取らないで、すべての方を対象にして、しかし、所得の高い方は保育料をたくさんもらうということで対応します。制度の仕組み方として、いろいろな方法があるんですけども、所得要件で「保育に欠ける」という1回目のふるいをするのは、ちょっとまだ行政としては取りにくいと考えております。お子さんに着目して、「保育に欠ける子」を優先順位をつけて、所得の高い人からはしっかりもらうと、今はそういう整理でやっているんです。このルールは、今はこういうルールであるということで、未来永劫それを変えられないかどうかはわからない。ただ、所得要件と、「保育に欠ける」というダブルの要件をかけるのは、今は取り得ないと思っています。

○白石主査 さきほど局長は、施行令の27条が実態に合っていないかもしれないとおっしゃったんですが、ここについても見直しをされるおつもりはないという理解でよろしいですか。

○大谷局長 これは今後の財政的な裏づけと並行でないと、それは無理です。法令として空振り規定はできませんから。

○草刈議長 また財政。そうでないはずですよ。まず、思想の問題ですよ。

○大谷局長 思想で広げたはいいいけれども、お金がついてこなかったら、地方にはお金が行かなくなって、政府は約束を破ったことになるんで、そこは、政府としては厳しいんですよ。

○草刈議長 そんなことは言っていないですよ。要するに、中身を変える話は別途いろいろあるでしょう。しかし、今は常態ではない人もたくさんいるとおっしゃいましたね。パートで。要するに、もうまったく世界が変わっているのに、こういう要件をそのままにしておく、あるいは「欠ける子」などという言葉を使っていること自体が、そもそも発想的によろしくないということを第1に言っている訳です。そのくらい、せめてやったらいかがですか。

○白石主査 「子どもと家族を応援する日本」重点戦略検討会議の中でうたわれていることと全然違いますね。

○大谷局長 いえ、そうではないですよ。さっき言いましたけれども、就労する保護者のニーズが倍ぐらいになるんじゃないかということまで認識して財源規模の拡大の議論をしているんです。基本的に財政がついてこないとな法令の規定が空振りになるから、そこをバ

ックアップしようという議論を今しているんで、前段を議論していないことは全然ないんです。

○白石主査 人口が頭打ちで、2006年以降、減り続けている訳ですけども、保育サービスが整わないことを理由に産めない人たちもたくさんいる。そうこうしているうちに、もう子どもの数などはいなくなってしまう。ここの時間的なことについてはどういうふうにお考えなんでしょうか。

○大谷局長 ですから、我々は急いでいます。

○白石主査 急いで「長期的に検討」ですか。平成13年以降、ずっと「急いで検討」とおっしゃりながら、「長期的に検討」という文言は消えていないんですよ。

○義本課長 私どもはスタンスは一貫していまして、まずはパイを拡大しないといけない、そのために政府の方も、一定の財政投入は必要だという認識を示している訳でございますから、それをどう乗せていくかという問題だと思います。

○白石主査 今日の議論は平行線ですが、最後に何か。

○木場委員 もう時間がないので、1つだけ。「保育に欠ける」という表現なのですが、このタスクフォースに入って、その表現の意味が一瞬、聞いた時にわからなかったのです。「保育に欠ける」というのは、一般の方もそれほど目にする言葉ではないし。私、テレビの仕事をしておりますが、多分、私、「保育に欠ける」という表現を、全国に向かって発信できないと思うんですね。それは、与える印象が、さっき議長がおっしゃったように、ちょっと侮蔑的な部分もありますし。大谷局長が、「欠ける」は法律用語であって、ここで「欠ける」をやめると、他もやめなければいけなくなってしまうかもしれないとさっきおっしゃったんですが、同じ「欠ける」を使っている用語で、人にこういう嫌な気持ちをさせる表現はあるんでしょうか。思想が非常に大事だとおっしゃっているのであれば、言葉から受け取る印象というのも非常に大事ですから、思想を反映したように、「保育が必要」とか「要する」と、そこは変えてしまっていないのではないか。あと、6つの要件についてですが、このいずれかに該当という言い方ですと、その他でも大丈夫ですよと言われても、なかなかそうは受け取れない気がいたします。以上です。

○白石主査 ありがとうございます。

○草刈議長 もし、それを本当に変える気がおありでないのであれば、私たちとしても、

答申だけではなくて、何かアクションを取らざるを得ないですね。

○白石主査　という議長のお言葉もございました。議論は尽きません。多分、このままいくと 10 年やっても同じ答えが返ってくると思いますが、終了時刻も迫ってまいりましたので、この辺りで議論を終えたいと思います。

当会議としましては、本日の討論を踏まえて、答申の取りまとめに向け、引き続き協議を進めてまいりたいと考えますので、よろしく申し上げます。

それでは、閉会とさせていただきます。ご出席の皆様、本日はどうもありがとうございました。

(厚生労働省関係者退室)

(以上)